

生徒手帳改定表

旧	新
<p>・学校で予防すべき感染症一覧</p> <p>P.18</p> <p>下記の感染症は、生徒に集団感染する恐れのある病気です。</p> <p>医師より感染症であると診断された場合は、学校保健安全法に基づいて出席停止となり、欠席にはなりません。必ず学校へご連絡ください。出席停止となった場合は、登校が可能になってから、感染症にかかっていたことを証明する欠席届を提出してもらいます。</p>	<p>・学校で予防すべき感染症一覧</p> <p><変更></p> <p>下記の感染症は、生徒に集団感染する恐れのある病気です。</p> <p>医師より感染症であると診断された場合は、学校保健安全法に基づいて出席停止となり、欠席にはなりません。必ず学校へご連絡ください。</p>
<p>P 8</p> <p>第16条 生徒議会は総会に代わる議決機関であり役員、各専門委員長または副委員長、学級代表、部活動委員長または副委員長で構成する。ただし、学級代表は部活動委員長または副委員長を兼ねることはできない。</p>	<p><変更></p> <p>第16条 生徒議会は総会に代わる議決機関であり役員、各専門委員長または副委員長、学級代表で構成する。</p>
<p>P9</p> <p>第18条 生徒議会は生徒会の活動をうまくおしすすめるために各分野においての専門委員と部活動委員を置き、各専門委員会はそれにあたる専門委員、部活動委員会は部活動長で構成される。</p> <p>専門委員会は次に示す5つとする。</p> <p>(1) 風紀委員会 (2) 美化委員会 (3) 保健委員会 (4) 図書委員会 (5) 体育委員会</p>	<p><変更></p> <p>第18条 生徒議会は生徒会の活動をうまくおしすすめるために各分野においての専門委員を置き、各専門委員会はそれにあたる専門委員で構成される。</p> <p>専門委員会は次に示す5つとする。</p> <p>(1) 風紀委員会 (2) 美化委員会 (3) 保健委員会 (4) 図書委員会 (5) 体育委員会</p>
<p>P10</p> <p>第25条 各部活動の連絡調整のため部活動委員会を置き、生徒会の担当役員が議長となりその場にあわせて記録係を選ぶ。</p>	<p>第25条 <全削除></p> <p>※この削除に伴い、26条以降を繰り上げてください。</p>

<p>P25</p> <p>(4) 水分補給を行ってもよい。ただし、お茶または水とする。</p>	<p><変更></p> <p>(4) 水分補給はお茶・水またはスポーツドリンクとする。</p>
<p>P26</p> <p>9. 名札、体操服などの購入</p> <p>(1) 購買部では学校章、組章、学年札、黒ホルダー、ボタン(大・小)、裏ボタン、体操服、体育館シューズ、通学用カバン、その他の学用品は購買部(営業時間は8時～8時30分、9時30分～10時30分。ただし、学校の行事などの都合で営業していない日もある)で購入する。</p> <p>(2) 名札プレート、生徒手帳、生徒証明書、委員バッジ、体操服ネームプレートの購入は担任の先生まで申し出ること。</p>	<p><変更></p> <p>9. 名札、体操服などの購入</p> <p>(1) 体操服、体育館シューズ、通学用カバン、その他の学用品は購買部で購入する。(営業時間は8時～8時30分、9時30分～10時30分。ただし、学校の行事などの都合で営業していない日もある)</p> <p>(2) 生徒手帳を紛失の場合は担任の先生に申し出ること。</p>
<p>P28</p> <p>(3) 定期テスト1週間前、学期ごとの成績処理中は職員室への入室を禁止する。その際は、職員室の入り口に「入室禁止」の表示がある。</p>	<p><変更></p> <p>(3) 職員室へは許可なく入室しない。</p>
<p>P30～35</p> <p>17. 服装規定</p> <p>(1) 頭髪について</p> <p>男女とも常に中学生らしい自然な髪型を心がけ、奇抜な髪形や流行を追った髪形にはしない。ワックスなどの整髪料や染髪や脱色、パーマなど、その他それに類するものも禁止する。</p> <p>①男子の髪については、次のように規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前は目が隠れない程度にする。 ・後ろは襟にかからないようにする。 ・横は耳にかからないようにする。 <p>②女子の髪については、次のように規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前は目が隠れない程度にする。 ・髪が伸びて肩にかかれば、黒・紺・茶系統のゴムひもで結ぶ。 ・髪飾りや髪止め用クリップなどは使用しない。 <p>(2) 服装について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女とも学校が規定した標準服・体操服を着用し、変 	<p><変更></p> <p>17. 服装規定</p> <p>(1) 頭髪について</p> <p>常に自然な髪型を心がける。ワックスなどの整髪料や染髪や脱色、パーマなど、その他それに類するものも禁止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前は目が隠れない程度にする。 ・髪が伸びて肩にかかれば、黒・紺・茶系統のゴムひもで結ぶ。 ・髪飾りや髪止め用クリップなどは使用しない。 <p>(2) 服装について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校が規定した標準服・体操服を着用し、変形させたものは認めない。 ①ブレザー、ポロシャツ(半袖、長袖)でどのように組み合わせてもよい。 ※更衣調整期間なし。ただし入学式、始業式など着こなしを統一する行事がある。 ・セーター、ベストの購入は自由。ただし学

形させたものは認めない。

①男子の服装については、次のように規定する。

・冬服（原則10月1日～5月31日）

（ア）黒色詰襟型とし、ボタンは校章をかたどったものとする。

（イ）白色の襟カラーを着用する。（上衣と一体になっているものも可とする）

（ウ）詰襟の下には白色のカッターシャツを着用し、裾はズボンの中に入れる。

（エ）カッターシャツの下は白色のシャツを着用し、カラーシャツを着用しない。

（オ）ベルトは黒色、紺色などあまり目立たない色のものを用い、金具の多く付いているもの、太すぎるものや細すぎるものは使用しない。

・夏服（原則6月1日～9月30日）

（ア）校章入り半袖の白色カッターシャツを着用する。

（イ）カッターシャツの下は白色のシャツを着用し、カラーシャツの着用は禁止する。

（ウ）カッターシャツの裾はズボンの中に入れる。

②女子の服装については、次のように規定する。

・冬服（原則10月1日～5月31日）

（ア）紺色無地、長袖セーラー型とし、衿と服ポケットに水色の線2本を入れる。

（イ）ネクタイは紺色で学校指定のものとする。

・スカート

（ア）上衣と同色のプリーツスカートで、ひだ数20～24、は膝が隠れる程度とする。

（イ）バンドを使用する場合は、紺、茶系統の色とする。

・夏服（原則6月1日～9月30日）

（ア）白色無地、半袖セーラー型とし、衿に紺色の2本線を入れる。

（イ）他は冬服と同じ。

③名札・靴下・靴は、次の通り規定する。

・名札

（ア）校内では黒のホルダーに校章、学年章、組章、ネームプレート、委員章をつけ、左胸に付ける。

*登下校時は名札を外してもよい。

・男女とも学校が規定した標準服・体操服を着用し、変形させたものは認めない。

校指定のものに限る。

②ブレザー、ポロシャツ（半袖、長袖）を着る際はボタンをすべてとじる。

③半袖ポロシャツの裾は基本入れる。半袖ポロシャツのみのときは体温調整のために裾を出してもよい。セーターやジャケットを着用しているときは、スラックス、スカートの中に入れる。

④長袖ポロシャツの裾はスラックス、スカートの中に入れる。

⑤インナーは長袖、半袖時ともに肌着は無地もの。ハイネックは禁止。

⑥ベルトの色は黒、紺、茶。金具の多く付いているものや、太すぎるものや細すぎるものは使用しない。

⑦靴下・靴は、次の通り規定する。

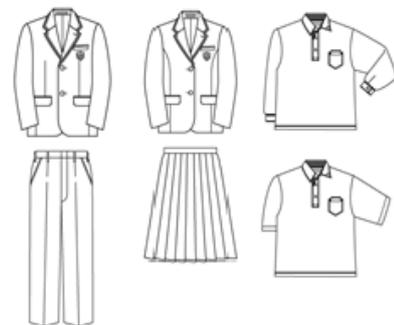
・靴下

（ア）白色のものを使用する。（ワンポイント可）

（イ）ルーズソックスは禁止。

（ウ）タイツ・ストッキング・レギンスについても着用を可とする。ただし、黒色もしくはベージュで無地のもののみとする。（体育の授業は、着用不可）

アイテム別イラスト





(イ) くるぶしやルーズソックスは禁止し、靴下の長さはくるぶしの上から膝下の範囲とする。

P39

7. 放課後・平日および休業日の活動について

(1) 放課後の活動終了時間は次のとおりとする。

期間	活動終了時間
夏季（4月1日 15日）	18時00分
冬季（10月16日 月31日）	17時30分

<変更>

(1) 放課後の活動終了時間は18時00分とする。ただし、顧問の指示により、活動時間が変更する場合もある。

p 4 2

12. その他

(2) 中学校体育連盟主催の大会以外の参加については、生徒個人の責任において参加するものとする。その場合、その旨を生徒および保護者に周知し、承諾を得る。なお、学校安全保険が適用されない場合もあるので、任意の保険に加入することを勧める。

(3) 保険について

・本校生徒は学校保険（日本スポーツ振興センター災害共済給付制度）に本校生徒が加入している。

・災害共済給付制度により、学校管理下における活動中、本人が怪我をした場合は、治療費（窓口負担 1500 円以上の場合のみ）が支給される。しかし、試合会場の備品（ガラス、照明類など）を壊したり、他人に怪我させた場合（自転車で移動中に、人と接触して怪我をさせた場合など）の補償は付加されない。

・中学校体育連盟主催の大会以外の参加については、日本スポーツ振興センター災害共済制度の対象外となる。大会要項や保険に関しては大会主催者の指示に従い、顧問の指示のもと参加する。

(2) <全削除>

<変更>

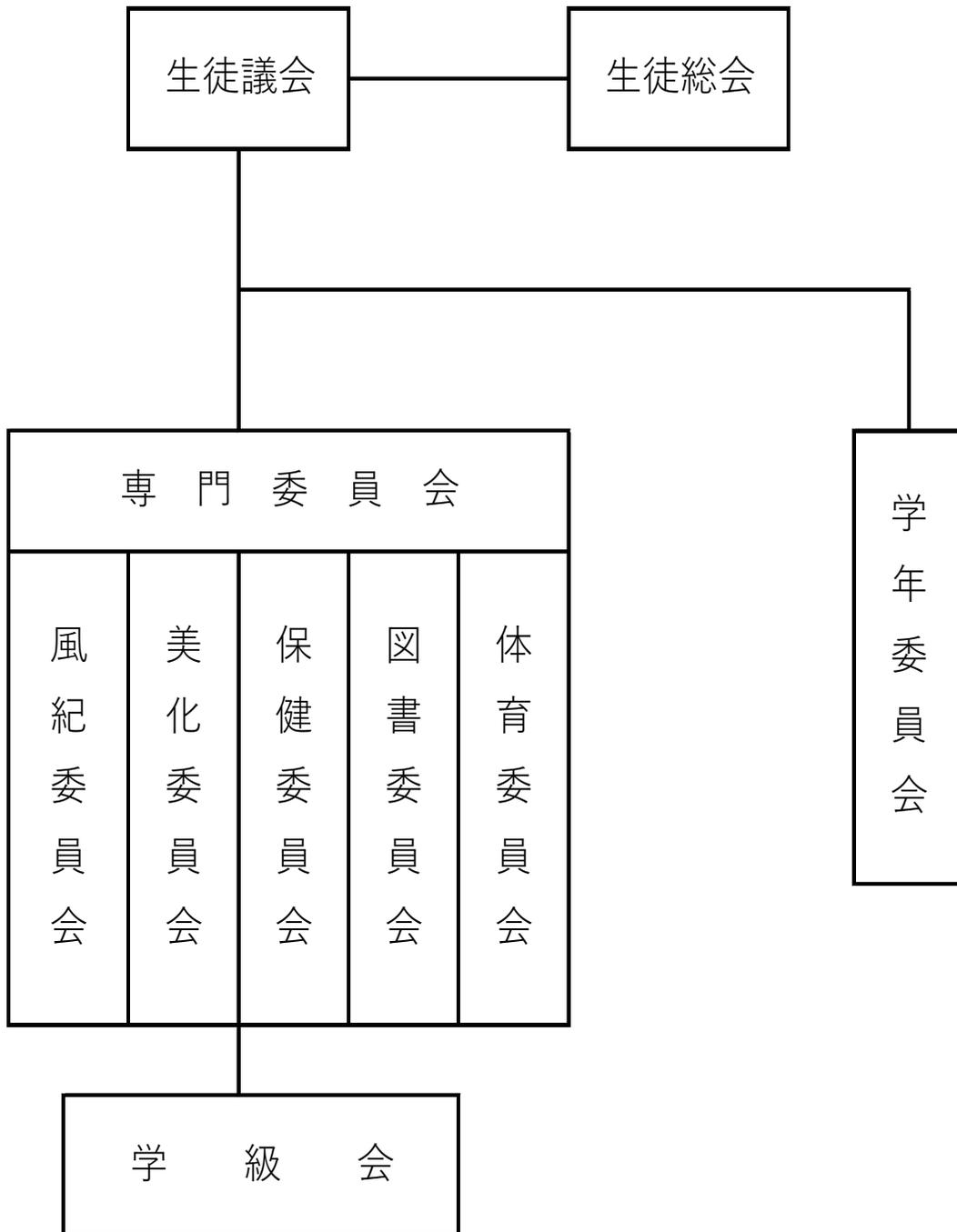
(2) 保険について

独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入している生徒は、学校管理下における活動中、本人が怪我をした場合に医療費等が共済給付される。ただし、試合会場の備品（ガラス、照明類など）を壊したり、他人に怪我をさせたりした場合（自転車で移動中に人と接触して怪我をさせた場合など）の補償は付加されない。

P 1 4 組織図

<変更>

生徒会組織図



P45～P47 校時表<変更>

	通常授業	短縮授業
予鈴	8:25	8:25
朝学活	8:30～8:45	8:30～8:45
1時限	8:45～9:35	8:45～9:30
2時限	9:45～10:35	9:40～10:25
3時限	10:45～11:35	10:35～11:20
4時限	11:45～12:35	11:30～12:15
昼食	12:35～13:20	12:15～13:00
予鈴	13:20	13:00
5時限	13:25～14:15	13:05～13:50
6時限	14:25～15:15	14:00～14:45
終学活・清掃	15:20～15:40	14:50～15:10

	テスト時
予鈴	8:25
朝学活	8:30～8:45
1時限	8:45～9:35
予鈴	9:45
2時限	9:50～10:40
予鈴	10:50
3時限	10:55～11:45
終学活	11:45～11:55